

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	情報公開・私学課	整理番号	3-5
許認可等の種類	信託財産管理者又は信託財産法人管理人の辞任の許可			
根拠法令条例等・条項	公益信託ニ関スル法律第8条 信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項 信託法第74条第6項において準用する同法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項			
許認可等の概要	信託財産管理者又は信託財産法人管理人の辞任の許可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	天災地変並びに信託財産管理者又は信託財産法人管理人の病気、老齢及び長期の海外旅行等信託財産管理者又は信託財産法人管理人選任への時点において予見しえなかった特別の事情がある場合その他真にやむを得ない事情のある場合について許可する。			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1月			
期間の制定根拠	—			